

患者様へ マイナンバーカードの健康保険証利用について

当センターでは、マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認システム」の運用を開始しております。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。利用することで、受診歴、お薬情報、特定健診情報を取得・活用した診療を行う事ができます。

(公費負担受給者症・医療証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ち下さい)

【マイナンバーカードの健康保険証利用 | マイナポータル】

https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



デジタル庁マイナポータルサイトにリンクします

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局等については、厚生労働省のホームページで公開しています。